

## 八王子市立柵田小学校 いじめ防止基本方針

国（文部科学省）が策定した「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」及び東京都が策定した「東京都いじめ防止条例」「東京都いじめ防止基本方針」「都教育委員会 いじめ総合対策」並びに八王子市が策定した「八王子いじめ防止基本方針」を受け、本校においては以下のとおり、「八王子市立柵田小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。

### 1 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学級においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、以下の点に留意し、いじめの未然防止と早期発見・対応を図り、解決への取組を徹底する。

- ①いじめは重大な人権侵害・犯罪行為になり得るとの共通理解の下、「いじめの未然防止に努める学校」、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ②保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

\*いじめの定義：児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。  
(いじめ防止対策推進法：平成25年9月)

### 2 いじめ問題に関わる学校の主な取組

#### (1) 人権教育等の推進

- ア 特別の教科道徳の授業を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- イ コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進し、学び合う児童、思いを伝え合う児童の育成に努める。
- ウ 児童会における「なかよし班活動」等で異学年の交流を図る中でも、児童自身が主体的にいじめ問題への取組を継続的に行うようにする。
- エ 学級活動を充実させ、主体的によりよい生活や人間関係づくりに取り組む児童を育成し、互いに認め合う風土を醸成する学級経営を行う。
- オ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

#### (2) 未然防止や早期発見のための取組

- ア 「学校いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）を週に1回（木曜日 15：00～15：45）設置する。生活アンケートやいじめ関連の事案を基に、児童の情報を集計・共有・対応したり、いじめ防止授業等に関する教材研究を行ったりする。
- イ 年3回の「ふれあい月間」のアンケート（6月、11月、2月）をはじめ、いじめを含む学校生活に関するアンケート（生活アンケート）を毎月実施する。
- ウ スクールカウンセラーによる相談活動を充実させ、児童が相談しやすい環境を整えるとともに、カウンセラーによる2年生（グループ）と5年生（個別）の全員面談と、1年生全学級でのオリエンテーション授業を行う。

#### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ア 児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- イ セーフティー教室では、講師を招き、3～6年生児童への「いじめ防止授業」と保護者を対象とした学習の場を設定する。
- ウ 「SNS 梶田小ルール令和8年度版」などを用いて、情報モラル教育を徹底する。

(4) 活動計画 いじめ防止基本方針が適切に運用されるよう、年間の活動計画を作成する。

月日（時期）等	内 容
毎週木曜日	【学校いじめ対策委員会】 生活アンケート（毎月実施）やいじめ関連の事案を基に、児童の情報を集計・共有・対応する。いじめ防止授業等に関する教材研究を行う。
年3回	ふれあい月間いじめアンケートの実施及び集計、分析をする。
相談活動	スクールカウンセラーによる第2学年（10月～11月）及び第5学年（6月～7月）児童への面談を行う。 面談の結果により、担任、児童、保護者による三者面談を行う。
校内研修会	5、8、3月の「生活指導全体会」で、いじめ防止に関わる取組を周知する。

### 3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 学級担任等が一人で抱え込むことのないように、直ちに学年主任、生活指導主任、管理職に報告し、学校全体で組織的に対応する。（学校いじめ対策委員会で必ず取り扱う）
- (2) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (3) 校長は必要に応じて、学校サポートチームに協力を要請する。
- (4) いじめを受けた児童を守ることを最優先し、その保護者の支援として、必要十分な対応と適切な情報提供を行う。
- (5) 加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、教育委員会、SC、SSW、主任児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談所等との連携の下、保護者の協力を得ながら当該児童が抱える問題の解決を図る。
- (6) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (7) いじめが解消した後も、継続的な観察（少なくとも3か月程度）による児童理解に努め、適切な指導を継続する。
- (8) 保護者との継続的な情報交換を行い、再発防止に努める。

### 4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 警察、関係諸機関とも連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

### 5 その他

- (1) 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すために、学校運営協議会の協力も仰ぎ、地域での児童の様子を報告会を行う。
- (2) 学校においていじめを行っている児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な改善が図られない場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との連携を図る。
- (3) 教職員のいじめに関わる指導力・対応力の向上を図るための校内研修の充実を図る。
- (4) 学校いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。
- (5) いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。
- (6) 入学時・各年度の開始時における児童、保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明する。「子ども見守りシート」等を活用し、いじめの早期発見に努める。